

令和7年度第1回四街道市青少年問題協議会次第

令和7年5月13日（火）10時30分～

青少年育成センター2階オープンスペース

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 会長挨拶

4. 委員・事務局紹介

5. 報告事項

（1）令和6年度青少年関係事業報告

（2）令和7年度青少年関係事業計画

6. 議 題

（1）第47回四街道市青少年健全育成推進大会の実施について

（2）その他

7. その他

8. 閉 会

(1) 令和6年度青少年関係事業報告

実施時期	事業名	事業概要	実施場所	関係団体
4月～3月	街頭補導活動	青少年が集う場所を月に10回以上のパトロールを行い「愛の一声」活動を展開	市内各所	青少年補導委員連絡協議会
4月21日(日)	四街道市青少年相談員連絡協議会総会	令和5年度事業、決算報告 令和6年度事業計画(案)、予算(案)	第二庁舎	青少年相談員連絡協議会
5月18日(土)	第25回青少年補導委員連絡協議会定期総会	令和5年度事業、決算報告 令和6年度事業計画(案)、予算(案)	青少年育成センター	青少年補導委員連絡協議会
5月21日(火)	第1回学校警察連絡委員会(第1回定期総会)	総会及び学校と警察の連携会議	南総総合福祉センター	学校警察連絡委員会
5月23日(木)	印旛地区青少年相談員連絡協議会総会	令和5年度事業、決算報告 令和6年度事業計画(案)、予算(案)	印旛合同庁舎	印旛地区青少年相談員連絡協議会
5月24日(金)	こども110番運営協議会	令和5年度活動報告 令和6年度活動計画(案)、予算(案)	青少年育成センター	こども110番運営協議会
5月31日(金)	第1回青少年問題協議会	第46回青少年健全育成推進大会について	第二庁舎	青少年問題協議会 青少年育成関係団体等
6月7日(金)	第1回青少年問題協議会小委員会	青少年健全育成成功労者の選考について	青少年育成センター	青少年問題協議会
6月21日(金)	千葉県青少年補導(委)員連絡協議会代議員総会	令和5年度事業、決算報告 令和6年度事業計画(案)、予算(案)	市川市生涯学習センター	青少年補導委員連絡協議会
6月28日(金)	第1回こども110番の家担当者会議	各小中学校PTA担当者への活動内容等の説明会	青少年育成センター	各小中学校PTA等関係者
7月6日(土)	第46回青少年健全育成推進大会	青少年健全育成成功労者表彰 少年の主張、講演	四街道市文化センター	青少年問題協議会 青少年育成関係団体等
7月26日(金)	県下一斉合同パトロール	全学区補導委員合同による市内のパトロール	市内中心部4カ所	青少年補導委員連絡協議会
8月24日(土) 8月25日(日)	ふるさとまつり	会場内及び周辺警備	中央公園	青少年育成関係団体等
10月22日(火)	県下一斉広域列車補導	駅構内、電車内補導等	千葉～四街道～佐倉駅	青少年補導委員連絡協議会
11月9日(土) 11月10日(日)	子ども商店街	子ども商店街	中央公園	子ども会育成連合会
11月20日(水)	第2回学校警察連絡委員会	各中学校区情報交換	南総総合福祉センター	学校警察連絡委員会
11月22日(金)	第2回こども110番の家担当者会議	各小中学校PTA担当者と事務局との情報交換会	青少年育成センター	各小中学校PTA等関係者
12月13日(金)	四街道市・千葉市隣接地域交流会	市内街頭補導および情報交換等	青少年育成センター	青少年補導委員連絡協議会
2月17日(月)	第2回青少年問題協議会小委員会	第47回青少年健全育成推進大会 講師の選考等	第二庁舎	青少年問題協議会
2月23日(日)	第18回青少年ユニカール大会	青少年ユニカール大会	総合公園体育館	青少年相談員連絡協議会

(2) 令和7年度青少年関係事業計画

実施時期	事業名	事業概要	実施場所	関係団体
4月～3月	街頭補導活動	青少年が集う場所を月に10回以上のパトロールを行い「愛の一声」活動を展開	市内各所	青少年補導委員連絡協議会
4月20日(日)	四街道市青少年相談員連絡協議会総会	令和6年度事業、決算報告 令和7年度事業計画(案)、予算(案)	第二庁舎	青少年相談員連絡協議会
5月13日(火)	第1回青少年問題協議会	第47回青少年健全育成推進大会について	青少年育成センター	青少年問題協議会 青少年育成関係団体等
5月20日(火)	第1回学校警察連絡委員会(第1回定期総会)	総会及び学校と警察の連携会議	南総総合センター	学校警察連絡委員会
5月20日(火)	印旛地区青少年相談員連絡協議会総会	令和6年度事業、決算報告 令和7年度事業計画(案)、予算(案)	印旛合同庁舎	印旛地区青少年相談員連絡協議会
5月23日(金)	こども110番運営協議会	令和6年度活動報告 令和7年度活動計画(案)、予算(案)	青少年育成センター	こども110番運営協議会
5月24日(土)	第26回青少年補導委員連絡協議会定期総会	令和6年度事業、決算報告 令和7年度事業計画(案)、予算(案)	青少年育成センター	青少年補導委員連絡協議会
6月5日(木)	第1回青少年問題協議会小委員会	青少年健全育成成功者の選考について	青少年育成センター	青少年問題協議会
6月6日(金)	第1回こども110番の家担当者会議	各小中学校PTA担当者への活動内容等の説明会	青少年育成センター	各小中学校PTA等関係者
6月20日(金)	千葉県青少年補導(委)員連絡協議会代議員総会	令和6年度事業、決算報告 令和7年度事業計画(案)、予算(案)	市川生涯学習センター	青少年補導委員連絡協議会
7月5日(土)	第47回青少年健全育成推進大会	青少年健全育成成功者表彰 少年の主張、講演	四街道市文化センター	青少年問題協議会 青少年育成関係団体等
7月30日(水)	県下一斉合同パトロール	全学区補導委員合同による市内のパトロール	市内中心部4カ所	青少年補導委員連絡協議会
8月23日(土) 8月24日(日)	ふるさとまつり	会場内及び周辺警備	中央公園	青少年育成関係団体等
9月28日(日)	少年の日地域のつどい大会 第19回青少年ユニカール大会	青少年ユニカール大会	総合公園体育館	青少年相談員連絡協議会
11月	県下一斉広域列車補導	駅構内、電車内補導等	千葉～四街道～佐倉駅	青少年補導委員連絡協議会
11月8日(土) 11月9日(日)	子ども商店街	子ども商店街	中央公園	子ども会育成連合会
11月14日(金)	第2回こども110番の家担当者会議	各小中学校PTA担当者と事務局との情報交換会	青少年育成センター	各小中学校PTA等関係者
11月19日(水)	第2回学校警察連絡委員会	各中学校区情報交換	南総総合センター	学校警察連絡委員会
12月17日(水)	四街道市・千葉市隣接地域交流会	市内街頭補導および情報交換等	青少年育成センター	青少年補導委員連絡協議会
2月下旬	第2回青少年問題協議会小委員会	第48回青少年健全育成推進大会 講師の選考等	青少年育成センター	青少年問題協議会

I 令和6年度の相談活動・街頭補導活動の状況

1 相談活動

家庭、地域、学校、職場等で生じた様々な問題により、悩みを抱えた青少年や保護者、関係者からの相談に、スクールソーシャルワーカーや青少年育成指導教員が相談に応じている。

【相談方法について】

電話相談：家庭、地域、学校、職場等で起きた様々な問題に関して、悩みを持った青少年や保護者、関係者からの電話による相談に応じた。
相談専用電話に加え、いじめ相談（フリーダイヤル）の回線を設けている。

来所相談：当施設に訪れた、悩みを抱える青少年や保護者、関係者への面接による相談に応じた。

訪問相談：家庭や学校を訪問して、青少年に関する様々な相談に応じた。

	電話相談	来所相談	訪問相談	ケース会議等	合 計
件 数 (件)	2 1 5	2 8 7	1	1 5	5 1 8

※ 令和6年度相談状況:主に不登校や学業・進路に関する相談が多い。

2 街頭補導活動

(1) 計画補導（青少年育成センターが計画する街頭補導 ※センター所員によるパトロールを含む）

J R 四街道駅周辺、公園、コンビニエンスストア及び大型店舗等、青少年が集まりやすく非行や問題行動が行われやすい場所を、主に6つの時間帯・（登校時、10:00、14:30、16:30、17:30、18:30）に分け、青少年補導委員とセンター職員により重点的に巡回補導した。

		登校時	10:00	14:30	16:30	17:30	18:30	合 計
実 施 回 数	計画補導	1 1 回	2 4 回	3 4 回	4 4 回	3 2 回	1 3 回	1 5 8 回
	所員補導	2 回	6 8 回	8 4 回	2 5 回	3 回	0 回	1 8 2 回
従事者数 (延べ)		30 人	232 人	248 人	246 人	123 人	48 人	927 人

(2) 地区補導（青少年補導委員による地区ごとのパトロール）と5学区合同パトロール

市内5中学校区でそれぞれの地区単位で月に1～4回、その中学校区内の補導活動を実施した。また、全中学校区から一定の青少年補導委員が参加して実施する5学区合同パトロール実施し、青少年補導委員の交流とともに他地区の街頭補導活動の状況を知る機会となっている。

①地区補導（補導委員が自主的に行う街頭補導活動）

学 区	四街道 中学校	千代田 中学校	旭 中学校	四街道西 中学校	四街道北 中学校	合 計
実施回数	23回	12回	10回	18回	19回	82回
従事者数 (延べ)	164人	201人	113人	115人	79人	672人

②5学区合同パトロール(学区毎に行うパトロールへ相互に参加し、地域の課題を共有し、意見交換をする)

令和6年度は、四街道西中学校区と旭中学校区(吉岡小)と四街道北中学校区の開催となった。
下校後の時間帯にパトロールを実施し、子どもたちに声かけをすることだけでなく、各地区の補導委員同士が市内の青少年や危険箇所の状況の情報交換をすることができた。

表1 令和6年度街頭補導状況（補導人数）

学識別	小学生				中学生		高校生		その他		有職 少年		無職 少年		合 計		
	男子		女子		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	計
喫 煙					8		8				1		10	2	27	2	29
煙草所持																	
不健全娯楽																	
不良交友																	
怠 学																	
深夜徘徊																	
交通マナー																	
そ の 他																	
合 計					8		8				1		10	2	27	2	
					8		8				1		12		29		

表2 令和6年度街頭補導状況（補導対象外に声かけした青少年の内訳人数）

学識別 場 所	小学生				中学生		高校生		その他		有職 少年		無職 少年		合 計		
	男子		女子		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	計
公 園	55	117	40	70	106	74	38	40	3	6	3				322	230	552
大 型 店	41	114	18	89	395	396	360	529	11	9	6		9	2	936	1043	1979
駅					5	5	20	20							25	25	50
コンビニ等																	
路 上	28	5	30	12	36	25	39	61	15	14					123	142	265
そ の 他		7		3	10	4	34	32					10		61	39	100
合計(人数)	124	243	88	174	552	504	491	682	29	29	9		19	2	1467	1479	
	629				1056		1173		58		9		21		2946		

Ⅱ 令和6年度の不審者情報について

※青少年育成センターより配信した不審者情報（よめーる）は2件。

（具体的内容については四街道市ホームページ内の不審者情報を参照）

(1) 月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R6年度									
R5年度		1	1						

	1月	2月	3月	合計
R6年度	1		1	2
R5年度		1		3

(2) 曜日別件数

	月	火	水	木	金	土	日	合計
件数				2				2

(3) 中学校区別件数

中学校区	四街道	千代田	旭	四街道西	四街道北	合計
件数				2		2

(4) 不審行為別件数

	痴漢	露出	暴行	盗撮	声かけ	つきまとい	その他	合計
件数					1	1		2

(5) 時間帯別件数

時間	小学生	中学生	高校生	成人	合計
6:00～9:00					
9:00～12:00					
12:00～15:00					
15:00～18:00		2			2
18:00～21:00					
21:00～					
合計		2			2

Ⅲ 令和7年度の活動方針・活動計画

1 活動方針

青少年を取り巻く環境や行動の実態を把握しつつ、センターが有する機能を効果的に発揮し、様々な悩み事や問題行動、環境の改善等に関係機関と連携しながら、青少年、学校、家庭への支援の充実を図る。

生徒指導、児童虐待、教育相談、長欠・不登校、いじめ、学校教育相談室（ルームよつば）の運営等、学校だけでは解決が困難な事例への支援や、学校内外で発生した生徒指導上の問題に対応する。

2 業務内容

（1）相談活動 《 相談者の立場に沿ったきめ細やかな相談活動 》

- ①来所相談、電話相談、訪問相談（不登校児童生徒の家庭訪問等）を行う。
- ②スクールソーシャルワーカー（SSW）2名、青少年育成指導教員5名（常時2名）が相談活動を行う。

（2）生徒指導全般

- ①いじめ防止・・・「四街道市いじめ防止基本方針」に則り、いじめの早期発見、早期対応、再発防止に努め、児童生徒が安心して安全に学校生活を送ることができるよう学校と連携していく。
- ②長欠・不登校対応・・・長欠をうまない学校づくり、不登校や登校渋りの状態にある児童生徒が安心して学べる居場所の提供を行う。学校教育相談室「ルームよつば」の運営や中学校における「校内教育支援センター」の円滑な運営を行う。

（3）街頭補導・環境浄化活動《 温かい「愛の一声」活動 》

- ①青少年補導委員（市民、PTA等、教員）80名による、場所や時間帯に留意した計画的な補導を行い、学校や地域からの情報収集と共有化により非行の予防と対応に努める。
- ②中学校区ごとに地区補導を行い（月1～2回程度）、地域の状況に応じた補導活動を行う。
- ③有害な環境を浄化する目的で関係機関や団体との連携を強化しながら、環境浄化への理解と協力を要請する。

（4）学校・地域・関係諸機関との連携《 第三者機関としての役割の推進 》

- ①学校訪問を実施し、生徒指導上の課題や対応策等を協議しながら学校支援を行う。（1・2学期で1回を予定）
- ②生徒指導担当者会議等を通じて、情報連携や行動連携を効果的に機能させ、必要に応じて子育て支援課、児童相談所、警察、他市青少年センター等との連携を図る。

（5）安全な環境づくり

- ①学校や四街道警察署と情報共有のもと学校や市民に不審者情報の提供を行い、必要に応じて青色回転灯装着車両による巡回を行う。
- ②PTAおよび保護者と教職員の会と連携し、「こども110番の家」活動を推進する。

2 活動計画

(1) 青少年健全育成支援に係る主な事業

①青少年補導委員の委嘱と街頭補導活動の推進

- ・令和7年度は「第13期青少年補導委員」(委嘱期間：令和6年6月1日～令和8年5月31日の2年間)の2年目に当たるので、令和6年度の課題を活かし活動を実施していく。
- ・令和7年5月24日(土)に、補導委員の委嘱状交付式を開催する。
(四街道市青少年補導委員連絡協議会定期総会に先立ち実施)
- ・補導活動回数 年間160回程度を予定(青少年補導委員 月1回参加)
- ・青少年補導委員1回のセンター計画補導に対して、報償費1,600円を支給する。

②年度初めに市内の小、中、高、特別支援学校の新入生保護者と小学校4年生の児童へ「青少年育成センター案内リーフレット」を配布し、悩み(いじめ)相談の受け入れについての周知を図る。

③小・中学校への訪問。青少年育成センター職員が学校を訪問し、教育活動の参観や情報交換を行い、学校の状況を把握するとともに、課題や対応策を協議する。

(2) 主な行事予定

①青少年育成センター主催会議等(会場：青少年育成センター)

期日	会議名	会場	参加対象者
令和7年 4月10日(木)	第1回小・中学生指導担当者会議	青少年育成センター	小中学生指導担当者
令和7年 8月27日(水)	第2回小・中学生指導担当者会議	青少年育成センター	小中学生指導担当者
令和8年 2月10日(火)	第3回小・中学生指導担当者会議	青少年育成センター	小中学生指導担当者
令和7年 6月25日(水)	第1回中・高校補導委員等連絡会	青少年育成センター	中高補導委員等
令和8年 3月11日(水)	第2回中・高校補導委員等連絡会	青少年育成センター	中高補導委員等
令和7年 8月27日(水)	中学校・保護司会連絡会	青少年育成センター	中学校生徒指導、保護司
令和7年 5月23日(金)	第1回サポートネットワーク会議	ルームよつば	教育相談担当者
令和6年10月11日(金)	第2回サポートネットワーク会議	ルームよつば	教育相談担当者
令和8年 1月27日(火)	第3回サポートネットワーク会議	ルームよつば	教育相談担当者
令和7年 8月4日(月)	いじめ防止に関する研修会	南部総合福祉センター	小中管理職 生徒指導担当者

②青少年育成センター関係行事等

期日	行事等名	会場	参加対象者
【青少年補導委員連絡協議会】			
令和7年 5月24日(土)	委嘱状交付式および定期総会	青少年育成センター	青少年補導委員
【学校警察連絡委員会】			
令和7年 5月20日(火)	定期総会及び第1回定例会	南部総合福祉センター	小中高特支校長、PTA等会長、生徒指導担当者
令和7年11月19日(水)	第2回定例会	南部総合福祉センター	小中高特支生徒指導担当者
【こども110番の家】			
令和7年 5月23日(金)	運営協議会	青少年育成センター	こども110番役員、運営協議会委員
令和7年 6月 6日(金)	第1回担当者会議	青少年育成センター	PTA等こども110番の家担当者
令和7年11月14日(金)	第2回担当者会議	青少年育成センター	PTA等こども110番の家担当者
【青少年問題協議会】			
令和7年 7月 5日(土)	青少年健全育成推進大会	市文化センター	

第４７回四街道市青少年健全育成推進大会の実施について（案）

１．実施要項について

（１）趣 旨

市民一人ひとりが、大人としての責任をもち、青少年の健やかな人間形成に求められる真のコミュニケーションと明るい環境づくりを推進するため、その体制づくりへの積極的な取り組みを啓発することを目的とする。

（２）日 時

令和７年７月５日（土） １０時００分～１２時３０分

（３）場 所

四街道市文化センター

（４）主 催

四街道市、四街道市青少年問題協議会、四街道市教育委員会

（５）大会日程

受 付	９：４０
◆ 青少年健全育成推進大会	
オープニングパフォーマンス 四街道高校書道部パフォーマンス	１０：００
開会行事 ・開会のことば ・主催者代表あいさつ ・青少年健全育成功労者表彰 ・来賓あいさつ	
少年の主張	１０：３０
講 演	１１：１５
大会宣言	
閉会行事 ・閉会のことば	１２：１５

2. 具体的な内容

(1) 青少年健全育成功労者表彰

地域における青少年の健全育成に貢献又は育成活動に顕著な功績のあった者、及びその活動の中で青少年健全育成に貢献した団体を顕彰する。

① 表彰基準（四街道市青少年健全育成功労者表彰規程による）

区分	推薦条件	特記事項
個人表彰	ア. 青少年又は青少年団体の育成に功労のあった者（原則として現職を除き10年以上同一活動を行った者、又は現職で通算13年以上同一活動を行っている者） イ. 青少年で防犯・防火・人命救助・環境美化等の善行のあった者	・年齢（高齢者）を考慮する。 ・青少年相談員は3期9年以上で退任後に表彰対象とする。 ・民生委員・児童委員は主任児童委員を務めた者を表彰対象とする。
団体表彰	青少年団体等で、その行為が表彰に値し、10年以上活動を行っている団体	・子ども会を表彰する場合、市子ども会育成連合会の承認を必要とする。 ・スポーツ少年団を表彰する場合、スポーツ少年団本部長の承認を必要とする。
特別表彰	青少年で防犯・防火・人命救助・環境美化等の善行のあった者又は団体	・市内在住でなくとも、市内で顕著な活動が認められる場合は表彰対象とする。
感謝状	青少年に所有する土地又は建物を無償で提供し、活動に利用された個人又は団体（原則として5年以上の場所提供者）	・児童遊園に指定されている場合を除くものとする。 ・固定資産税相当分や光熱費等の支払いを受けている場合であっても、社会通念上、提供を受けた者が負担しても妥当と認められる場合は表彰対象とする。

※同一区分の表彰については、貢献又は活動内容が異なる場合であっても表彰しない。

② 表彰候補者の推薦依頼先

- ・ 区・自治会
- ・ ボーイスカウト
- ・ ガールスカウト
- ・ 四街道こどもネットワーク
- ・ スポーツ少年団
- ・ 市内各学校（小・中・高・盲学校・特別支援学校）
- ・ 更生保護女性会
- ・ 婦人会
- ・ 青少年問題協議会委員選出団体及び青少年問題協議会委員

③ 被表彰者の選考

推薦されたものについて、青少年問題協議会小委員会で選考する。

（２）少年の主張

青少年が日常生活を通じて日頃考えていることを広く育成者及び市民一般に提言する機会を設け、これからの青少年健全育成に必要とされる青少年の考えを理解するとともに、今後の育成活動への感心と意欲を高める。

① 発表主題

『青少年が、学校・家庭・地域社会の中での体験や、友人・仲間等とのかかわりの中で、日頃考えていることを取りまとめた提言や希望』について。

② 発表者の推薦依頼先

- ・ 旭小学校
- ・ 中央小学校
- ・ 四街道中学校
- ・ 千代田中学校
- ・ 四街道北高等学校
- ・ 四街道特別支援学校（辞退）

＋オープン参加（予定）

③ 記念品の贈呈

発表者には記念品を贈呈する。

(3) 講 演

① 講 師

なかよし学園代表

中村 雄一（なかむら ゆういち）氏

② 演 題

『国際時代のSNSの使い方』

③ プロフィール

大会チラシ（P.14）のとおり

(4) 大会標語（パンフレット掲載）

① テーマ

『最近、青少年によるさまざまな犯罪・事件が発生している。こういったことが起きないようにするために、わたしたちは、どのように意識をもったらよいか』について。

② 募集方法

市内小・中学校に、1校につき1作品以上5作品以内の提出を依頼するほか、市政だより・市ホームページにて公募する。

③ 掲載作品の選考

応募作品の中から、小学校の部で2点、中学校の部から1点、一般公募の部から1点を青少年問題協議会小委員会で選考する。

④ 記念品の贈呈

採用者には記念品を贈呈する。

◇ 児童・生徒 … 学校を通じて贈呈する。

◇ 一般応募者 … 郵送により贈呈する。

(5) アンケート

アンケート用紙（P.15）を受付時に配布し、大会終了後に回収箱にて回収する。

その他、郵送又はFAXにて青少年育成センターへの提出も可。

また、アンケート用紙付帯のQRコードからオンラインアンケートへアクセスし回答も可。

3. 青少年健全育成キャンペーン

(1) 趣 旨

青少年の健全育成の推進を図るためには、広く市民の理解と協力を得、家庭・学校・地域社会が一体となって取り組むことが重要であることから、青少年健全育成キャンペーンを展開する。

(2) 日 時

令和7年6月下旬 以降

(3) 方 法

公共施設へ配架

- ① 市役所 ②市役所第二庁舎 ③図書館 ④四街道公民館 ⑤千代田公民館
- ⑥ 南部総合福祉センターわろうべの里

4. その他

(1) 大会参加者（予定）

- 1. 国会議員・県議会議員・市議会議員
- 2. 教育委員
- 3. 社会教育委員
- 4. 市内各学校長（小・中・高・盲学校・特別支援学校）
- 5. 区・自治会長
- 6. 薬物乱用防止指導委員
- 7. 少年警察ボランティア連絡会
- 8. 青少年補導委員連絡協議会
- 9. 青少年相談員連絡協議会
- 10. 小・中学校PTA
- 11. 高等学校PTA
- 12. 幼稚園協会
- 13. 盲学校・特別支援学校職員
- 14. 子ども会育成連合会
- 15. ボーイスカウト
- 16. ガールスカウト
- 17. 四街道こどもネットワーク
- 18. スポーツ協会

- １９．スポーツ少年団
- ２０．社会福祉協議会
- ２１．民生委員・児童委員協議会
- ２２．保護司会
- ２３．更生保護女性会
- ２４．婦人会
- ２５．レクリエーション協会
- ２６．ボランティア連絡協議会
- ２７．四街道こどもまちづくりプロジェクト
- ２８．一般参加

(２) 役割分担

役 割	担 当	人 数
進 行	社会教育課（課長）	１名
開会のことば	教育長	１名
主催者代表あいさつ	四街道市長	１名
青少年健全育成功労者表彰	青少年問題協議会（会長）	１名
来賓あいさつ	四街道市議会議長	１名
大会宣言	青少年補導委員連絡協議会（会長）	１名
閉会のことば	青少年相談員連絡協議会（会長）	１名
受 付（１６名）	P T A（各中学校区）	５名
	青少年補導委員連絡協議会	４名
	子ども会育成連合会	３名
	ガールスカウト	１名
	民生委員・児童委員協議会	１名
	婦人会	２名
会場案内	青少年補導委員連絡協議会	６名
駐車場整理	青少年相談員連絡協議会 青少年問題協議会委員等	１０名

(３) 配布物

青少年健全育成推進大会において配布するパンフレット等は、事前に青少年問題協議会小委員会で審査する。



第47回

四街道市青少年健全育成推進大会

プログラム

- 四街道高等学校書道部書道パフォーマンス ●青少年健全育成功労者表彰
- 少年の主張 <今大会の発表校>
旭小学校／中央小学校／四街道中学校／千代田中学校／
四街道北高等学校／四街道特別支援学校／オープン参加（予定）
- 記念講演 **なかよし学園代表 中村 雄一氏『国際時代のSNSの使い方』**



講師プロフィール

1978年東京都生まれ

- ・貧しい家で育ち学習環境に乏しい少年時代を過ごす
- ・ファミコンを買ってもらえない代わりに教科書を読んでいたお陰で勉強好きになり、中央大学法学部、早稲田大学教育学部、日本大学文理学部・経済学部で学ぶ
- ・学生時代から教壇に立ち、予備校、家庭教師通信制高校、中高一貫校とあらゆる教育現場で生徒と保護者の問題解決を応援する
- ・2007年よりいじめや不登校問題に苦しむ生徒の駆け込み寺としてなかよし学園を創設し、全国の生徒からの相談に答えている

大会趣旨

市民一人ひとりが、大人としての責任をもち、青少年の健やかな人間形成に求められる真のコミュニケーションと明るい環境づくりを推進するため、その体制づくりへの積極的な取り組みを啓発することを目的とした大会です。

日時

2025年7月5日(土)

託児

先着 5名程度(予約制)

対象 2歳～未就学児

※6月9日～6月27日の期間

に電話で申し込みください。

(☎ 043-421-7867)

場所

四街道市文化センター(大ホール)

10:00～12:30(受付 9:40～)

申込

不要(入場無料)

どなたでも参加できます。

～駐車場の利用について～

近隣商業施設の駐車場のご利用は
ご遠慮ください。

主催 四街道市 四街道市青少年問題協議会 四街道市教育委員会
お問合わせ 四街道市青少年育成センター ☎ 043-421-7867

青少年健全育成事業 第47回四街道市青少年健全育成推進大会アンケート

今後の青少年健全育成推進大会の参考資料にさせていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。



← QRコードからも
回答ができます。

Q1～Q6までは、該当するものに○を付けて下さい。

Q1. あなたは、今回の推進大会で何回目のご参加になりますか

1. 初めて 2. 2回目 3. 3～5回目 4. 6回以上

Q2. あなたがこの推進大会に、参加されたきっかけを教えてください 【複数回答可】

1. 市政だよりを見て 2. 自治会回覧を見て 3. 所属団体からの依頼
4. 講師に興味があった 5. 少年の主張に興味があった 6. その他
()

Q 3. 推進大会の時間は

1. 短すぎる 2. 適当 3. 長すぎる

Q 4. 推進大会の内容は

1. 良かった 2. 普通 3. 不満

Q 5. 今回の講演内容は

1. 良かった 2. 普通 3. 不満

Q 6. 少年の主張については

1. 良かった 2. 普通 3. 不満

Q7. Q4～Q6につきまして、「3.」に○を付けた方はその理由をお書きください

Q 8. 少年の主張を行った児童生徒へ一言お願いします。

Q9. 今大会の感想や、大会をよりよくするための提案がありましたらお書きください。

※書ききれない場合は、裏面もお使いください。

アンケートへのご協力、誠にありがとうございました。

このアンケート用紙は、お帰りの際、出口の回収箱に入れてください。

☆郵送の場合は、〒284-0003 四街道市鹿渡 2001-11

四街道市教育委員会 青少年育成センター まで

☆FAX の場合は 043-421-7871 へお願いします。



四街道市青少年健全育成成功労者表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、地域における青少年の健全育成に貢献又は育成活動に顕著な功績のあった者、及びその活動の中で青少年健全育成に貢献した団体を顕彰し、より一層の活動の推進を図ることを目的とする。

(表彰の種類及び対象)

第2条 表彰の種類は、個人表彰、団体表彰及び特別表彰並びに感謝状とし、対象は次のとおりとする。

- (1) 個人表彰は、市内の青少年団体及びグループ等（以下「青少年団体等」という。）の育成指導又は青少年の事故若しくは非行の防止若しくは青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の浄化若しくは非行少年の善導等の活動を、原則として10年以上行った市内に居住する成人の中から、特に顕著な功績があり当該活動を行う者及び市民の模範となる者を対象とする。ただし、表彰の日現在に当該活動を継続している者にあつては、原則として13年以上とする。
 - (2) 団体表彰は、健全な文化、教養、体育又は奉仕活動を目的に組織された青少年団体等であつて、堅実活発な活動を10年以上行った団体の中から、特に青少年の心身ともに豊かな人間性の形成に努め他の青少年団体等の模範となる団体を対象とする。
 - (3) 特別表彰は、前2号に掲げるもののほか、四街道市青少年問題協議会会長（以下「会長」という。）が、前条の目的に照らして特に表彰することが適当と認めたものを対象とする。
 - (4) 感謝状は、所有する土地又は建物を青少年又は青少年団体等に、原則として無償で5年以上提供し、当該青少年又は青少年団体等の活動を通じて、本市の青少年の健全育成に特に顕著な功績があった者又は団体を対象とする。
- 2 対象となる活動の期間の計算は、対象となる者及び団体が当該活動を開始した日の属する月から起算し、表彰の日の属する月の前月までの合計月数を12で除した数（その数には数が生じたときは切り捨てた数）を年とする。

(表彰候補者の推薦)

第3条 表彰候補者の推薦は、青少年育成指導関係者及び関係機関・団体の長が四街道市青少年健全育成成功労者表彰推薦書（[様式第1号](#)）により行うものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 前条により推薦されたものについて、会長が四街道市青少年問題協議会小委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

(表彰の日及び方法)

第5条 表彰は、四街道市青少年健全育成推進大会の日に行う。

2 表彰は、表彰状又は感謝状に記念品を添えて行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか表彰の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

様式第 1 号

四街道市青少年健全育成功労者表彰推薦書

令和 年 月 日

四街道市青少年問題協議会

会 長 ○○ ○○ 様

住 所
推薦者

氏 名 印
(Tel)

四街道市青少年健全育成功労者表彰規程第3条の規定に基づき、
次の者を健全育成功労者として推薦します。

表彰の種類	個人表彰・団体表彰・特別表彰・感謝状		
氏 名		生年月日	年 月 日 (満 才)
住 所			
職 業		勤務先	
功績の概要			
推 薦 理 由			

※年齢は令和 年 月 日現在で記入のこと

令和 7 年度第 1 回四街道市青少年問題協議会

【参考資料】

1. 四街道市青少年育成センター条例
2. 四街道市青少年育成センター条例施行規則
3. 四街道市青少年問題協議会委員名簿
4. 地方青少年問題協議会法
5. 四街道市青少年問題協議会条例

○四街道市青少年育成センター条例

平成 1 1 年 1 2 月 2 2 日

条 例 第 2 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定により、四街道市青少年育成センター（以下「青少年育成センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市は、2 0 歳に満たない者（以下「青少年」という。）の健全育成及び問題行動の防止を図るため、青少年育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 青少年育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
四街道市青少年育成センター	四街道市鹿渡 2 0 0 1 番地 1 1

(業務)

第 4 条 青少年育成センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年に関する相談並びにこれに対する指導及び助言
- (2) 青少年の問題行動の早期発見及び問題行動を起こした青少年の補導
- (3) 家庭、地域、学校、職場その他関係機関との連携
- (4) 青少年問題に関する資料の収集及び整備
- (5) 青少年に関する広報及び啓発
- (6) その他青少年の健全育成及び問題行動の防止に必要な業務

(職員)

第 5 条 青少年育成センターに、所長その他必要な職員を置く。

(補導委員)

第 6 条 青少年の街頭補導及び相談活動を実施するため、青少年育成センターに四街道市青少年補導委員を置く。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年条例第 1 9 号）

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

○四街道市青少年育成センター条例施行規則

平成 1 1 年 1 2 月 2 7 日
教 委 規 則 第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四街道市青少年育成センター条例（平成 1 1 年条例第 2 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会の役員)

(青少年補導委員)

第 2 条 条例第 6 条に規定する四街道市青少年補導委員（以下「補導委員」という。）は、8 0 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 小中学校及び高等学校の教職員

(2) P T A 会員

(3) 民間有識者

(4) 関係団体の構成員

(5) その他教育委員会が適任と認める者

2 補導委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補導委員が欠けた場合の補欠補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分証明書)

第 3 条 補導委員は、職務に従事するときは、身分証明書（別記様式）を常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年教委規則第 4 号）

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

四街道市青少年問題協議会委員名簿

任期：令和8年4月30日まで（令和7年5月31日現在）

No.	氏 名	選 出 団 体 等	備 考
1	齊藤 康治	社会福祉協議会	
2	金子 篤正	社会教育委員	
3	谷口 育男	小中学校長会	
4	小貫 篤史	四街道警察署	
5	後藤 陽子	PTA 連絡協議会	
6	海保 暁美	青少年補導委員連絡協議会	
7	稲坂 敏幸	青少年相談員連絡協議会	
8	長谷川 佳子	子ども会育成連合会	
9	長岡 功	スポーツ協会	
10	内貴 隆	民生委員・児童委員協議会	
11	柴山 充江	保護司会	
12	関口 笑子	四街道こどもまちづくりプロジェクト実行委員会	
13	南 正晃	市民公募	
14	榎本 深雪	市民公募	
15	林 孝夫	市民公募	

地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)

最終改正:平成二五年六月一四日法律第四四号

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則（昭和三七年四月一六日法律第七七号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年三月三十一日法律第一六号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一五日法律第九九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第八〇号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○四街道市青少年問題協議会条例

昭和39年1月19日

条例第31号

改正 昭和56年3月31日条例第8号

平成2年3月31日条例第16号

平成13年3月27日条例第10号

(題名改称)

平成25年12月26日条例第40号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)第1条の規定により、四街道市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平13条例10・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青少年の指導育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し当該地方公共団体の長及び区域内にある関係行政機関諸団体に対し、意見を述べることができる。

(平25条例40・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

- 4 前項の委員は、再任されることができる。
- 5 協議会に専門事項を調査させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 6 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(平13条例10・平25条例40・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平25条例40・追加)

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に必要な資料を提出させ、又は会議に出席して説明することを求めることができる。

(平25条例40・追加)

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(平2条例16・一部改正、平25条例40・旧第4条繰下)

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平25条例40・旧第5条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年条例第8号)

この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。

附 則（平成２年条例第１６号）

この条例は、平成２年４月１日から施行する。

附 則（平成１３年条例第１０号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四街道市青少年問題協議会条例の規定は、平成１３年１月６日から適用する。

附 則（平成２５年条例第４０号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。